

## 平成 21 年度 行政監査「県の庁舎内に事務局をおく任意団体」

### 結果に基づき講じた措置

### 個 表

リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会	1
三重県明るい選挙推進連合会	2
宮川流域ルネッサンス協議会	2
「美し国おこし・三重」実行委員会	3
東紀州観光まちづくり公社	4
緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会	5
三重県消防協会	5
三重県防災行政無線運営協議会	5
日本まんなか共和国文化首都事業 4 県連携実行委員	6
三重県多文化共生啓発事業実行委員会	7
三重県難病医療連絡協議会	8
全国農業担い手サミット in みえ実行委員会	9
三重県農業大学校学生自治会	9
リーディング産業展みえ 2009 実行委員会	10
近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会	10
三重県外国人観光客誘致促進協議会	11
三重県高等学校文化連盟	12
三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会	13
三重県高等学校体育連盟	14
全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会	15
2009 年第 29 回世界新体操選手権三重大会組織委員会	16
総務部	17

平成 22 年 9 月

三重県監査委員事務局

部局名	政策部	任意団体名	リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会
担当部局に対する意見			
<p>(1) 負担金に係る事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。</p> <p>(2) 同盟会として起案しなければならないものが、県の立場として起案されているので、適切に処理されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 起案者は担当者が1名であり困難ですが、決裁者を分けることとしました。</p> <p>(2) 起案にあたり、立場を明確に分け、処理を行うこととしました。</p>			
任意団体に対する意見			
<p>(1) 財務処理規程が未整備であるので、整備されたい。</p> <p>(2) 支出負担行為の口頭による処理、履行確認の未実施があったので、適切な会計処理を行われたい。</p> <p>(3) 規約に成立要件、議決要件の規定がなく、議事録も未作成であったので、規定の整備とともに、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会規約に、財務処理に関する規定を整備しました。</p> <p>(2) 支出負担行為は必ず事前に決裁を受けるよう改善し、必ず履行確認を行うこととしました。</p> <p>(3) リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会規約に、成立要件、議決要件を規定し、議事録も作成することとしました。</p>			

部局名	政策部	任意団体名	三重県明るい選挙推進連合会
担当部局に対する意見			
<p>(1) 財務処理規程が未整備であるので、整備されるよう指導されたい。</p> <p>(2) 会計年度区分誤り、物品の履行確認未実施があったので、適切な会計処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>監査意見について、連合会に対して指導を行い、以下のとおり改善が図られています。</p> <p>(1) 平成22年5月26日開催の三重県明るい選挙推進連合会総会にて、財務処理規程の制定について審議していただき規程の整備を行いました。</p> <p>(2) 今後、会計年度区分誤り、履行確認を怠らないよう適切な事務処理により一層努めるとともに、チェック項目の設定、複数の職員で確認を行うこと等体制の機能強化を図りました。</p>			

部局名	政策部	任意団体名	宮川流域ルネッサンス協議会
任意団体に対する意見			
<p>(1) 備品台帳が整備されていないものが一部見受けられたので、整備されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 管理する備品を確認のうえ、備品台帳を整備し、適正な管理体制を整備しました。</p>			

部局名	政策部	任意団体名	「美し国おこし・三重」実行委員会
任意団体に対する意見			
<p>(1) 出納関係書類において、出納員の印もれ、予算残額の鉛筆書き等があったので、適切な会計処理を行われたい。</p> <p>(2) 戻入に係る事務処理遅れがあったので、すみやかな事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 経理規程に規定された収入計算書、収入支出外現金出納計算書が未作成であったので、作成されたい。</p> <p>(4) 委員会の承認前に県への負担金交付変更申請が行われていたので、委員会の承認後に申請を行われたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>指摘のあった事項については、適切な事務処理を行うよう担当者へ指示するとともに、決裁権者においても、法令遵守の意識を一層高め、事務の監督を行います。</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 出納員の確認時に確実に押印することを徹底するようにしました。また、予算残額については、ボールペン等で記載することとしました。</p> <p>(2) 戻入に係るすみやかな事務処理を徹底しました。</p> <p>(3) 当該計算書を作成しました。</p> <p>(4) 負担金交付変更申請を行う場合などで、実行委員会を招集する暇が無い場合は、専決処分を行うなど、適切な事務手続きを行うこととしました。</p>			

部局名	政策部	任意団体名	東紀州観光まちづくり公社
任意団体に対する意見			
<p>(1) 支出命令権者、出納員の印もれ、検査印もれ、領収書の添付もれ、安易な立替払いがあったので、適切な会計処理を行われたい。</p> <p>(2) 会計規則に規定する現金出納簿、概算払整理簿、歳入歳出外現金等整理簿が未作成であったので、作成されたい。</p> <p>(3) 通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。</p> <p>(4) 備品台帳の記載もれ、備品シールの貼付もれがあったので、記載、貼付をされたい。</p> <p>(5) 規約に成立要件、議決要件の規定がなく、議事録も未作成であったので、規定の整備とともに、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 会計書類を再度点検し、印もれ、領収書の添付もれを修正しました。また、適切な会計処理のため、会計担当職員をもう1名任命し（合計2名）、必ず会計担当職員を含む複数の職員が事前に会計書類のチェックを行うようにするとともに、職員に対して東紀州観光まちづくり公社の会計規則を示し、安易に立替払いを行わないよう周知徹底しました。</p> <p>(2) 未整理であった現金出納簿、概算払整理簿、歳入歳出外現金等整理簿を整備しました。</p> <p>(3) リスク低減のため、通帳と印鑑を別々の職員が管理するようにしました。</p> <p>(4) 記載もれ備品については、備品台帳を作成するとともに備品シールを貼付しました。 また、備品台帳作成、備品シールの貼付の処理は、納入後すみやかに行うよう改善しました。</p> <p>(5) 理事会に諮り、成立要件及び議決要件を加えた規約改正を行うとともに、透明性を確保するため、理事会の議事録を作成していくこととしました。</p>			

部局名	防災危機管理部	任意団体名	緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練三重県実行委員会
担当部局に対する意見			
(1) 負担金に係る事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。			
講じた措置（処理状況）			
(1) 平成20年2月5日に、広域応援体制の充実強化を図るため、東海・北陸の県や県内消防本部等と連携し、平成20年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練【平成20年12月6日(土)実施】のため三重県庁内に設置しましたが、平成21年3月23日に当該実行委員会は解散しています。 今後、またこのような組織を設置した場合には、負担金に係る事務において、県と団体の起案者や決裁者が同一人とならないこととします。			

部局名	防災危機管理部	任意団体名	三重県消防協会
任意団体に対する意見			
(1) 出納責任者の未選任、検査記録の未作成、納品の年度越えがあったので、出納責任者を任命するとともに、適切な会計処理を行われたい。			
(2) 規約に議決要件の規定がなかったので、規定を整備されたい。			
(3) 支払いにおいてインターネットバンキングを利用しているが、その処理は一人で行っており、会計処理にかかるリスクが高いため、複数の職員が関与するなどチェック体制を整備されたい。			
講じた措置（処理状況）			
(1) 消防協会会計規則において、出納員を任命しました。 また、検査記録を作成しました。今後は、検査記録の作成漏れ、納品の年度越えがないよう適切な会計処理を行います。			
(2) 平成22年6月23日、消防協会代議員会で、規定を整備しました。			
(3) 複数職員のチェック体制を整備しました。			

部局名	防災危機管理部	任意団体名	三重県防災行政無線運営協議会
任意団体に対する意見			
(1) 会則に議決要件の規定がなかったので、規定を整備されたい。			
講じた措置（処理状況）			
(1) 三重県防災行政無線運営協議会会則の見直しを行い、議決案件に関する規定を整備しました。			

部局名	生活・文化部	任意団体名	日本まんなか共和国文化首都事業4県連携実行委員会
担当部局に対する意見			
(1) 負担金にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。			
講じた措置（処理状況）			
(1) 平成 21 年度以降は県の庁舎内に任意団体を設置していませんが、指摘の趣旨を部内職員で共有し、今後任意団体を設置するにあたっては、チェック機能の強化が図れる体制とするよう周知しました。			

部局名	生活・文化部	任意団体名	三重県多文化共生啓発事業実行委員会
担当部局に対する意見			
(1) 履行確認が十分に行われていないので、適切に確認されたい。			
講じた措置 (処理状況)			
(1) 当実行委員会から提出された実績報告書を審査、事業が適正に執行されたことを確認し、負担金の額の確定を行いました。			
任意団体に対する意見			
(1) 財務処理規程が未整備であるので、整備するとともに、チェック機能体制を強化し、適切な会計処理を行われたい。			
(2) 会計帳簿が未作成であるので、作成されたい。			
(3) 部局が保管すべき書類と団体が保管すべき書類が同一の簿冊に綴じられていたので、区分して保管されたい。			
(4) 会場設営等の委託について、見積書類の添付が一部不十分であったので、添付されたい。			
(5) 消耗品の発注において、支出負担行為が行われていないものや納品の履行確認が一部行われていないものが見受けられたので、適切な会計処理を行われたい。			
講じた措置 (処理状況)			
(1) 平成 22 年度から、会計規則、事務局規程等を定めた上で、チェック機能の体制を強化し、適切な会計処理を行います。			
(2) 平成 21 年度には会計帳簿を作成しましたので、平成 22 年度以降もこれを継続します。			
(3) 平成 21 年度からは部局が保管すべき書類と団体が保管すべき書類を区別して保管していますので、平成 22 年度以降もこれを継続します。			
(4) 平成 22 年度から、会計規則を定めた上で、必要な見積書類の添付を徹底します。			
(5) 平成 22 年度から、会計規則を定めた上で、消耗品の発注の際には、支出負担行為を行うこと及び履行確認を行うことを徹底します。			



部局名	健康福祉部	任意団体名	三重県難病医療連絡協議会
担当部局に対する意見			
<p>(1) 委託契約にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。</p> <p>(2) 財務処理規程が未整備であるので、整備されるよう指導されたい。</p> <p>(3) 団体事務局以外場で勤務する専門員の勤務実態が十分把握されていないので、改善するよう指導されたい。</p> <p>(4) 専門員が購入した消耗品の現物確認が行われていないので、現物確認が行われるよう指導されたい。</p> <p>(5) 会計帳簿が作成されていないので、整備されるよう指導されたい。</p> <p>(6) 規程に成立要件、議決要件の規定がないので、整備されるよう指導されたい。</p> <p>(7) 協議会において、事業計画・実績や予算等について審議されていないので、適切な協議会運営が行われるよう指導されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>監査意見について、協議会に対して指導を行い、以下のとおり改善が図られています。</p> <p>(1) 協議会の事務にかかる決裁については、平成 22 年度から、県の事務に係る決裁者とは別の人物を事務局長とし、処理しています。</p> <p>(2) 財務処理規程の整備については、平成 21 年度中に、協議会運営要領を制定し、事務局の所掌する事務が明確にされており、これを基に、平成 22 年度において、具体的な財務処理の手順を定めた規程を整備します。</p> <p>(3) 専門員の勤務状況の把握については、上記の協議会運営要領により、職員の服務等が事務局の所掌事務として明確に位置づけられ、平成 22 年度から、事務局が手順を定めて、専門員の勤務状況を把握していきます。</p> <p>(4) 専門員が購入した消耗品の現物確認については、平成 22 年度から、事務局により現物確認が行われ、支出関係書類に確認経過を記録されています。</p> <p>(5) 会計帳簿の整備については、平成 22 年度から、現金出納簿ほか必要な帳簿類を作成して事務に当たっており、適正な現金出納と確実な歳入歳出の記録がなされています。</p> <p>(6) 議案成立要件と議決要件を規程に盛り込むことについては、平成 21 年度において協議会規程の改正が行われ、両要件が規定されました。</p> <p>(7) 事業計画・実績や予算等を協議会において審議することについては、平成 21 年度末において、平成 21 年度事業実績・決算並びに平成 22 年度事業計画・予算が承認されており、今後も、適切な運営が図られます。</p>			

部局名	農水商工部	任意団体名	全国農業担い手サミット in みえ実行委員会
担当部局に対する意見			
(1) 負担金にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人物となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。			
講じた措置（処理状況）			
(1) 当該実行委員会については、平成 21 年 3 月 31 日に解散していますが、今後は、意見の内容を踏まえ、県と団体の決裁者が異なるよう適切に対応します。			

部局名	農水商工部	任意団体名	三重県農業大学校学生自治会
担当部局に対する意見			
(1) 補助金の請求者と受領者が異なっていたので、是正されたい。			
講じた措置（処理状況）			
(1) 補助金の請求者と受領者が異なっていたので、是正するよう指導を行いました。規約改正が行われ、補助金の請求者と受領者の関係が明確になっていることを確認しました。			
任意団体に対する意見			
(1) 財務処理規程が未整備であるので、整備されたい。			
(2) 会計帳簿や現金出納簿が作成されていないので、作成されたい。			
(3) 通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。			
(4) 支出時に決裁者の決裁を受けていないものが見受けられたので、適切な会計処理を行われたい。			
(5) 総会の承認前に県への補助金交付申請が行われていたので、総会の承認後に申請を行われたい。			
講じた措置（処理状況）			
(1) 財務処理規程等諸規程を整備しました。			
(2) 会計帳簿、現金出納簿を作成しました。			
(3) 通帳及び印鑑の管理を別々の職員が行うように改善しました。			
(4) 支出時に決裁者の決裁をうけるように、会計処理を改善しました。			
(5) 平成 22 年度事業から、総会承認後に申請を行うよう是正しました。			

部局名	農水商工部	任意団体名	リーディング産業展みえ 2009 実行委員会
担当部局に対する意見			
<p>(1) 設置要綱案の決裁が行われていないので、適切に処理されたい。</p> <p>(2) 設置要綱の承認日と委員任期に不整合が見受けられたので、整合を図られたい。</p>			
講じた措置 (処理状況)			
<p>(1) 設置要綱案を実行委員会に対して提示するに先立って、県決裁を行うようにしました。</p> <p>(2) 設置要綱の承認日と委員任期を整合するよう要綱の見直しを行いました。</p>			
任意団体に対する意見			
<p>(1) 履行確認書が作成されていないので、作成されたい。</p> <p>(2) 立替払において、「立替払者の受領書」のないまま支払を行っているものがあつたので、適切な会計処理を行われたい。</p> <p>(3) 要綱に成立要件、議決要件の規定がなく、議事録も未作成であつたので、規定の整備とともに、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。</p>			
講じた措置 (処理状況)			
<p>(1) 履行確認書の作成・交付が必要とされる契約については、履行確認書を作成することとし、適正な会計処理を行います。</p> <p>(2) 事前の会計処理を徹底し、極力立替払を減少させます。ただし、急を要するものについては、立替払により処理したうえで、「立替払者の受領書」を添付します。</p> <p>(3) 要綱に成立要件、議決要件の規定を盛り込み、規定の整備を行いました。また、議事録を作成することにしました。</p>			

部局名	農水商工部	任意団体名	近畿東中央部 FIT 促進事業実行委員会
任意団体に対する意見			
<p>(1) (団体の財務会計処理状況について) 検査の記録が行われていないので、記録されたい。</p>			
講じた措置 (処理状況)			
<p>(1) 指摘のあつた事項については、検査日を記入し、検査員印を押印することにしました。</p>			

部局名	農水商工部	任意団体名	三重県外国人観光客誘致促進協議会
担当部局に対する意見			
(1) 県の負担金と比べ、繰越額が多いので、是正に取り組みたい。			
講じた措置 (処理状況)			
(1) 多くの繰越額が発生したことに対して指導を行いました。今後も引き続き、多額の繰越額が発生しないよう指導して行きます。			
任意団体に対する意見			
(1) 消耗品等の履行確認が行われていないものが見受けられたので、履行確認を行われたい。			
(2) 通帳が会長名義となっていないので、是正されたい。			
(3) 委託契約において、起案文書に予定価格が記載されていなかったなので、記載されたい。			
(4) 履行確認書が作成されていないものが見受けられたので、作成されたい。			
(5) 理事会の議事録において、作成されていないものが見受けられたので、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。			
講じた措置 (処理状況)			
(1) 検査日の記入と検査員印を押印し、履行確認を行いました。また、今後とも引き続き、県に準じて履行確認を行います。			
(2) 「三重県外国人観光客誘致促進協議会の会計事務にかかる取扱規定」を、平成 22 年 2 月 9 日付け改正し、通帳の名義を会長と規定するとともに、同日、通帳の名義を会長名義に変更しました。			
(3) 起案文書に予定価格を記載しました。また、今後も記載漏れのないよう適切な事務処理を行います。			
(4) 履行確認書を作成しました。また、今後も作成漏れのないよう適切な事務処理を行います。			
(5) 理事会の議事録を適正に作成することとし、平成 22 年 3 月に開催された理事会の議事録についても作成しました。			

部局名	教育委員会事務局	任意団体名	三重県高等学校文化連盟
任意団体に対する意見			
<p>(1) 財務処理規程が未整備であるので、整備されたい。</p> <p>(2) 出納員が任命されていないなど、チェック機能が十分ではないので、出納員を任命しチェック体制の強化を図られたい。</p> <p>(3) 通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られたい。</p> <p>(4) 契約において、業者選定の記録や契約書の作成が行われていないので、適切な会計処理を行われたい。</p> <p>(5) 補助金申請のための決裁を受けていないので、適切な事務処理を行われたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 「三重県高等学校文化連盟 会計規程」を策定しました。</p> <p>(2) 平成 23 年度から出納員を置くよう検討を行っています。</p> <p>(3) 通帳と印鑑を別々に管理するようにしました。</p> <p>(4) 契約において、業者選定の記録や契約書の作成を行い、適正な会計処理に努めていきます。</p> <p>(5) 補助金申請のための決裁を受けるよう、適切な事務処理を行っています。</p>			

部局名	教育委員会事務局	任意団体名	三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会
担当部局に対する意見			
<p>(1) 会則案の決裁が行われていないので、適切に処理されたい。</p> <p>(2) 出納員が任命されていないなど、チェック機能が十分ではないので、出納員を任命し、チェック機能の強化を図られるよう指導されたい。</p> <p>(3) 委託料の会計書類の中に一部別会計で支払われたものが含まれていたもので、適切な保管をするよう指導されたい。</p> <p>(4) 会則に成立要件、議決要件の規定がなかったもので、規定を整備されるよう指導されたい。</p> <p>(5) 会則に実行委員会で審議決定すると規定されている予算・決算について、実行委員会で審議されていないので、適切な委員会運営が行われるよう指導されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 会則案を高校教育室にて決裁を行った後、平成 22 年度第 1 回三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会にて審議し承認されました。</p> <p>(2) 会則を改正し出納員を位置づけるよう指導し、平成 22 年度の会則第 9 条に出納員について加筆しました。</p> <p>(3) 平成 21 年度の支出については、委託料と別会計の書類を分けて整理するよう指導し、委託料と別会計の書類は分けて整理しました。</p> <p>(4) 会則を改正し、成立要件や議決要件を追加するよう指導し、平成 22 年度の会則第 6 条に成立要件や議決要件を加筆しました。</p> <p>(5) 予算・決算について、三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会にて審議するよう指導し、平成 22 年度第 1 回三重県立高等学校産業教育フェア実行委員会にて審議し承認されました。</p>			

部局名	教育委員会事務局	任意団体名	三重県高等学校体育連盟
任意団体に対する意見			
<p>(1) 会計事務について、出納責任者が事務局長に委嘱されており、チェック機能が十分ではないので、別人物とするなどチェック体制強化について検討されたい。</p> <p>(2) 負担金や交付金の交付申請等について、起案・決裁行為が行われていないので、起案・決裁を行われたい。</p> <p>(3) 議事録が未作成であったので、透明性確保の観点から議事録を作成されたい。</p> <p>(4) 支払い事務は、キャッシュカードを利用しているが、その処理は1人で行っており、会計処理にかかるリスクが高いため、複数の職員が関与するなどチェック体制について検討されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 三重県高等学校体育連盟の事務局規定を改正し、これまで事務局長（理事長が兼務）に委嘱されていた出納責任者を事務局設置校の職員に委嘱し、出納事務の適正化を図っています。</p> <p>(2) 負担金や交付金の交付申請等について、決裁ルートを定めて起案・決裁行為を行うよう改めています。</p> <p>(3) 常任理事会および理事専門委員長会議等について議事録を作成するよう改善を図っています。（副理事長が議事録作成の役割を担っています。）</p> <p>(4) 上記（1）のとおり、事務局に出納責任者を位置づけ、キャッシュカードの利用にあたって出納責任者が利用の確認をすることにより、複数の関与による会計処理となり、適正に支払い事務が行えるよう改めています。</p>			

部局名	教育委員会事務局	任意団体名	全国スポーツ・レクリエーション祭三重県派遣実行委員会
担当部局に対する意見			
<p>(1) 委託料について、大幅減額されているものがあつたので、適切な積算方法の検討が望まれる。</p> <p>(2) 委託契約にかかる事務において、県と団体の決裁者が同一人となっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。</p> <p>(3) 郵便代などの立替払において、「立替払者の受領書」のないまま支払を行っているものや検査の記録がないものがあつたので、適切な会計処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(4) 通帳及び印鑑を同一人が管理していたので、別々に管理するなどしてリスク低減を図られるよう指導されたい。</p> <p>(5) 規約に成立要件、議決要件の規定がなかつたので、規定を整備されるよう指導されたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 委託料については、毎年開催県に応じて、旅費・宿泊費等を適切に積算していますが、平成 20 年度においては、開催県が滋賀県であつたため、日帰りでの参加や自家用車に乗り合わせての参加が多く、旅費・宿泊費が予算を大幅に下回りました。また、ユニフォームの購入希望者も少なく、需用費についても予算を下回る結果となり、委託料の大幅な減額となりました。今後も適切な委託料の積算に努めていきます。</p> <p>(2) 平成 21 年度より、実行委員会の事務局を（社）三重県レクリエーション協会に移し、事務局の決裁者と県の決裁者を分け、チェック機能の強化を図っています。</p> <p>(3) 事務局を置く（社）三重県レクリエーション協会に、立替払等について適切な会計処理をするよう指導・指示し改善しました。</p> <p>(4) 事務局を置く（社）三重県レクリエーション協会に、通帳及び印鑑の管理について、別々の人・場所で管理しリスクの低減を図るよう指導・指示し改善しました。</p> <p>(5) 平成 22 年 5 月 18 日の実行委員会において規約の改正を行い、成立要件、議決要件の規定を明文化しました。</p>			



部局名	教育委員会事務局	任意団体名	2009年第29回世界新体操選手権三重大会組織委員会
担当部局に対する意見			
<p>(1) 申請にかかる事務において、県と委員会の決裁者が同一人になっているので、チェック体制強化の観点から、別人物とされたい。</p> <p>(2) 誘致に際しての文書の決裁が行われていないので、県としてしかるべき決裁行為に努められたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 今後、委員会形式で事業を進める際には、県と委員会の決裁者を別人物とし、チェック体制の強化を図っていきます。</p> <p>(2) 文書の決裁は、その機関の意思を決定する重要な行為であるという認識に基づき、今後イベント等の誘致に際しては、しかるべき決裁行為を行うとともに適切な年限の保存に努めます。</p>			

部局名	総務部	任意団体名	
担当部局に対する意見			
<p>(1) 行政財産の目的外使用許可手続等について</p> <p>執務場所にかかる行政財産の目的外使用許可手続に関しては、その取扱基準が明確でないため、手続をとっている団体とそうでない団体があり、団体間において整合が図られていない。</p> <p>団体の業務内容を十分精査のうえ、行政財産の目的外使用許可手続が必要な場合とそうでない場合との基準を明確にするなど、法令・条例等に基づいて適切な対応を図られたい。</p> <p>(2) 委託契約における契約書について</p> <p>県と団体とが委託契約を結んでいる8団体のうち5団体において、県の施設を使用させることが契約書に明記されていなかった。</p> <p>「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」において、県の施設を使用させることを契約書に明記しなければならない場合の基準が不明確であることから、契約書に記載がある場合とそうでない場合と整合が図られていないので、基準を明確にされたい。</p>			
講じた措置（処理状況）			
<p>(1) 行政財産の使用については、地方自治法において「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と定められており、県においても「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」において使用許可の範囲を定めています。団体間において整合が図られていない状況については、それを改善するべく、担当者会議等を通じて、各部局に対し周知徹底し、団体間の整合を図っていくとともに、三重県公有財産規則等による適正な事務手続きを行うよう指導しました。</p> <p>また、目的外使用許可手続きの基準については、「行政財産の使用を許可する場合の取扱要領」に定めており、取扱要領に基づき関係部局へ周知を行いました。</p> <p>(2) 行政財産の目的外使用を許可する場合の取扱要領では、県の事務、事業の一部を県以外の者に委託した場合に、それらの事務、事業を行うために必要な施設について、県の施設を使用させることが契約書に明記されているものに限って、使用許可の手続きを行なうことなく施設を利用することを可能としています。取り扱いについて整合が図られていない状況については、それを改善するべく、担当者会議等を通じて、各部局に対し契約書への明記がない場合は使用許可の手続きが必要である事を周知徹底し、適正に取り扱うよう指導しました。</p>			